

仕 様 書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所（以下「機構」という。）が発注する「古紙類回収業務（単価契約）」に適用する。

第2節 業務場所

(1) 埼玉県行田市大字須加字船川 4369

独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所

(2) 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎 760

独立行政法人水資源機構 見沼管理所

第3節 業務内容

本業務は、機構で排出する古紙類についての収集、運搬及び処分を行うものである。

2-1 回収日 機構から指示した日による。

2-2 参考数量（年間予定数量）

(1) 利根導水総合管理所

| | |
|----------|---------|
| 段ボール | 1,000kg |
| 新聞 | 500kg |
| 雑誌 | 500kg |
| シュレッダーゴミ | 1,500kg |

(2) 見沼管理所

| | |
|----------|-------|
| 段ボール | 100kg |
| 新聞 | 50kg |
| 雑誌 | 100kg |
| シュレッダーゴミ | 100kg |

| | |
|--------|----------------------------|
| 収集運搬回数 | 4回（利根導水総合管理所） 1回（見沼管理所） |
|--------|----------------------------|

第4節 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日

第5節 請負代金の請求及び支払

5-1 業務単価

見積書の単価による。ただし、廃棄物の処理費等に変動があった場合及びその他正当な理由により単価が著しく不相当であると認められる場合は、協議のうえ単価を変更することができるものとする。

5-2 請求

受注者は、月額料金の請求書を当該月の翌月10日までに機構に提出するものとする。

5-3 支払

機構は、前項の請求書を受理したときは、速やかに料金を支払うものとする。

第6節 損害の負担

業務の実施にあたり、物件に生じた損害又は第三者に及ぼした損害は、機構の責に帰する場合を除き、受注者の負担とする。

第7節 法令等の遵守

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令を遵守するとともに、廃棄物の収集、運搬及び処分にあたっては、環境衛生及び公害防止等に留意して、誠実に業務を実施しなければならない。

第8節 契約の解除

受注者が正当な事由がなく業務を行わないとき又は完了する見込みがないと機構が認めたときは、機構は、本契約を解除することができる。

第9節 疑義等

受注者は、この仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。